

共済のしおり正誤表(令和2年4月発行)

※下線部分が修正箇所です。

□貸付事業

□貸付の種類と概要(普通貸付、特別貸付)

98ページ 表

◎特別貸付 (教育)

貸付対象

(誤) 組合員、被扶養者または被扶養者以外の組合員の子が、学校教育法第1条の学校、同法第124条の専修学校、同法第134条の各種学校もしくはこれに準ずる学校(就業年限が1年以上のものに限る)またはこれらの学校に準ずる外国の教育機関に就学するために要する費用

(正) 組合員、被扶養者または被扶養者以外の組合員の子~~が~~、学校教育法第1条の学校、同法第124条の専修学校、同法第134条の各種学校もしくはこれに準ずる学校(修業年限が1年以上のものに限る)またはこれらの学校に準ずる外国の教育機関への就学の準備、就学または就学の継続のために要する費用

□貸付事業

□貸付の種類と概要(普通貸付、特別貸付)

99ページ 表

◎特別貸付 (教育)

貸付対象外の一例

(誤) ・ピアノ  
 ・制服代等業者に対して支払う費用  
 ・留学のための海外渡航費用  
 ・ホームステイ費用  
 ・塾の入学金および授業料  
 ・通学のための下宿費用  
 ・カルチャーセンターまたはクラブ費用等  
 ・寄付金  
 ・セミナーや単価講座等で当該教育機関へ入学を必要としないもの  
 ・1年に満たない授業期間のもの

(正) ・ピアノ、パソコン  
 ・受験のための交通費  
 ・ホームステイ費用  
 ・通学のための下宿費用  
 ・カルチャーセンターまたはクラブ費用等  
 ・寄付金  
 ・セミナーや単価講座等で当該教育機関へ入学を必要としないもの  
 ・1年に満たない授業期間のもの

□貸付事業

□貸付の種類と概要(普通貸付、特別貸付)

99ページ 表

◎特別貸付 (医療・介護)

貸付対象外の一例

(誤) ・出産(医療行為を伴うものを除く)に要する費用  
 ・美容および整形のための費用  
 ・老人施設等の福祉施設に支払う費用

(正) ・出産(医療行為を伴うものを除く)に要する費用  
 ・美容および整形のための費用  
 ・介護福祉施設への入居月額費用等

□貸付事業

□貸付の種類と概要(住宅貸付、特別住宅貸付)

100ページ 表

◎特別住宅貸付

貸付対象

(誤) 組合員の居住する住宅の新築または購入に要する費用  
 もしくは  
 住宅貸付の貸付金の残額全部を弁済する費用  
 ○住宅  
 [ 購入 ] 原則として住宅  
 部分の床面積  
 [ 新築 ] 280㎡以下

(正) 組合員の居住する住宅の新築、購入、増改築もしくは修繕に要する費用  
 または  
 住宅貸付の貸付金の残額全部を弁済する費用  
 ○住宅  
 [ 購入 ] 原則として住宅  
 部分の床面積  
 [ 新築 ] 280㎡以下  
 [ 増改築 ]  
 [ 修繕 ]